

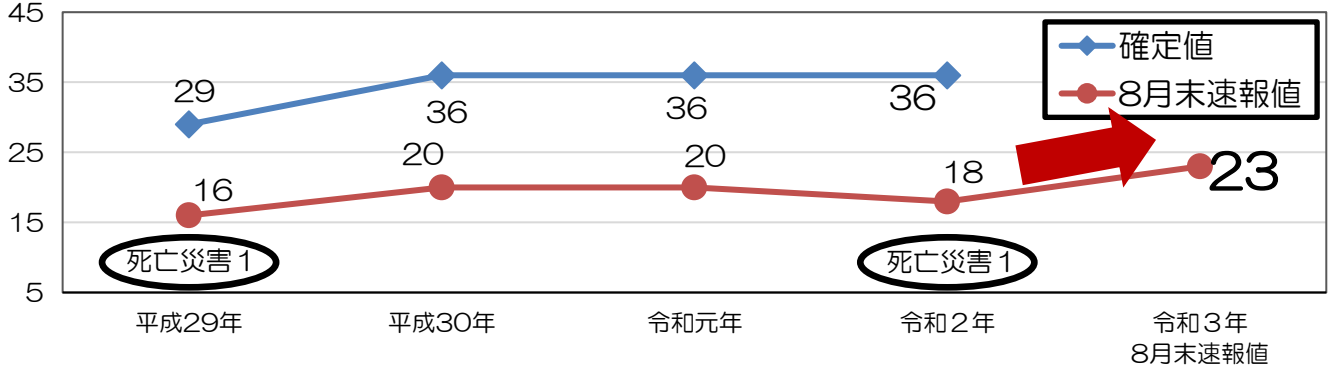
道路貨物運送業の労働災害を防止しましょう！

i n 松阪&多気

令和2年の道路貨物運送業における休業4日以上¹の死傷者数は、令和元年と同数でしたが、令和3年については8月末現在で23名と、前年同期18名から5名(27.8%)増加しています。

裏面のチェックリストを活用する等の方法により、災害防止に取り組んでください。

図Ⅰ 道路貨物運送業における労働災害発生状況の推移（平成29年～令和3年8月末速報値）



道路貨物運送業では、直近5年間において、平成29年と令和2年にそれぞれ1名の方が亡くなっています。松阪&多気地区の死亡災害発生業種としては、林業と並んで最多の業種であり、対策が必要です。

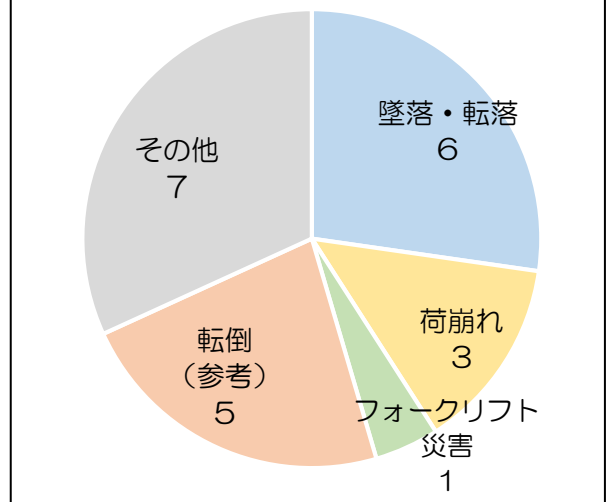
表Ⅰ 道路貨物運送業 死亡災害事例

業種	被災者		事故の型	事故の概要
	職種	年齢(年代)		
一般貨物自動車運送業	運転手	60代	墜落・転落	被災者は粉粒体運搬車のタンクに飼料を投入する作業中、高さ2.8mのタンク上部からコンクリート地面に墜落した。
一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	40代	交通事故(道路)	被災者は、トレーラーに荷を積み、配送先の和歌山市への輸送作業中、奈良県天理市の県道51号線にて、左カーブを曲がりきれず対向車線にはみ出し対向車と衝突し横転した。

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等では、トラック運転者が荷主先等で荷役作業中に発生した死亡労働災害を分析したところ、①「墜落・転落」②「荷崩れ」③「フォークリフト災害」、トラックによる④「無人暴走」⑤「後退時の災害」が約80%を占めていることが判明しています。

上記のとおり、松阪&多気地区でも「墜落・転落」による死亡災害が発生しており、死亡に至らないまでも「荷役5大災害」による休業災害は多く発生しているため(図Ⅱ)、陸運事業者が特に重点的に実施すべき事項を陸運事業者用チェックリスト(裏面)で自主点検していただき、積極的に荷役災害防止に向けた取組を展開してください。

図Ⅱ 令和3年道路貨物運送業 事故の種類



厚生労働省では、「職場のあんぜんサイト」において、死亡災害や重大災害などの事例について、発生状況や発生原因そして対策をイラスト付きで紹介しています。



「職場のあんぜんサイト」はこちら

災害の種類	チェック項目		チェック ○. △. ×
共通事項	保護帽の着用	最大積載量が5トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。	
		上記以外の場合の荷役作業においても保護帽を着用させていますか。	
	耐滑性のある靴の着用	雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用させていますか。	
墜落・転落災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。	
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5t以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。	
		最大積載量が5t未満のトラックの荷台への昇降についても、昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用させていますか。	
	荷や荷台上での作業	荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか（一度地面に降りて移動すること。）。	
安全帯の使用	安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。		
荷崩れ	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	適切な荷付けの実施	積付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。	
	走行中の荷への配慮	荷崩れに繋がりがやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回等）をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。	
	荷下ろし時の配慮	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。	
	教育の実施	荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。	
フォークリフト使用時	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	適切な資格者による運転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。	
		フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。	
	用途外使用の禁止	フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。	
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。	
	走行場所の区分	自社の施設内にあっては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。	
無人暴走	作業手順の作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。	
	逸走防止措置の実施	降車時には必ず逸走防止措置（①パーキングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロック→④輪止めの4点セット）を実施させていますか。	
	逸走時の措置	万一、トラックが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしていますか。	
	降雪・凍結時の配慮	降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では、原則として停車させないようにしていますか。	
トラック後退時	確実な後方確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。	
	後退誘導による後退時の配慮	後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。	
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げ場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。	
	誘導員の配置	自社の施設内にあっては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。	
	走行場所の区分	自社の施設内にあっては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。	